

長崎県後期高齢者医療広域連合パブリックコメント制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行うパブリックコメント制度に関し必要な事項を定め、重要な計画等（以下「計画等」という。）の形成過程において、広く一般の意見を求める機会を確保するとともに、公正の確保と透明性の向上を図り、もって住民等の参画による開かれた広域連合の運営の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント制度 計画等の策定に当たり、あらかじめその案を公表し、広く住民等から意見又は提案等（以下「意見等」という。）を求める一連の手続をいう。
- (2) 住民等 次に掲げるものの総称をいう。

ア 長崎県内に住所を有する者

イ 長崎県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ 長崎県内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 長崎県内に存する学校等に在学する者

オ 長崎県外に住所を有する広域連合の被保険者

カ その他広域連合の長（以下「広域連合長」という。）が必要と認める者

(対象)

第3条 パブリックコメント制度は、次の各号に掲げる場合に実施するものとする。

- (1) 広域連合の基本的施策に係る計画の策定又は改定を行う場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、パブリックコメント制度を実施しないことができる。

- (1) 法令及び条例に基づき策定する計画等で、当該法令及び条例に住民等からの意見等の聴取に関する手續が定められている場合
- (2) 緊急に計画等を定める必要があるため、パブリックコメント制度を実施することが困難である場合
- (3) 計画等の策定に当たって、広域連合長に裁量の余地がないと認められる場合
- (4) 内容が軽微なものである場合

(公表)

第5条 広域連合長は、パブリックコメント制度を適用するに当たっては、当該対象計画等の策定の最終的な意思決定を行う前に、当該計画等の案を公表し、住民等の意見等を

求めなければならない。

- 2 広域連合長は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、関連する資料を公表するよう努めるものとする。
- 3 前2項の規定による公表の方法は、広域連合のホームページへの掲載によるものとする。

(意見等の提出)

第6条 広域連合長は、前条の規定による計画等の案の公表の日から14日以上の期間を設けて、当該案についての意見等の提出を求めなければならない。ただし、14日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、この限りではない。

- 2 広域連合長は、意見等の提出先、提出期間、提出方法その他意見等の提出に係る必要な事項について、計画等の案を公表するときに明示しなければならない。
- 3 意見等を提出する住民等は、住所及び氏名（法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）を明らかにしなければならない。

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第7条 広域連合長は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、計画等の策定の意思決定を行うものとする。

- 2 広域連合長は、前項の規定により計画等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び当該意見等に対する広域連合長の考え方を公表しなければならない。ただし、意見等のうち単なる賛否のみの表明に係るもの及び公表した計画等の案に関連のないものについては、広域連合長の考え方を公表しないことができる。
- 3 第5条第3項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。
- 4 広域連合長は、第2項の規定により考え方を公表するときは、意見等の提出者に個別の回答は行わないものとし、提出された意見等に類似の意見等は、広域連合長の考え方をまとめて公表することができるものとする。

(個人情報の保護等)

第8条 広域連合長は、収集した個人情報について長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第5号）に従って適切に取り扱わなければならない。

- 2 広域連合長は、住民等から提出された意見等に長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第4号）第7条に規定する非公開情報が含まれていると認めるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月10日から施行する。